中核市移行の記録

中核市

八王子

平成27年9月

中核市移行にあたって

本市は、人口 58 万人を擁し、大学や先端技術産業の集積、豊かな自然環境、歴史・文化など多様な資源を有しております。そして、これらの恵まれた資源を活かし、「職・住・学・遊」が近接した首都圏西部の一大拠点都市をめざしてまちづくりを進めています。また、この十年余に渡る行財政改革により、市債残高の削減など財政の健全化に努め、多くの取組みにおいて着実に成果を上げてまいりました。

更に、保健所政令市や景観行政団体への移行をはじめ、積極的に東京都から事務権限の移譲を受け、行政事務の拡大に努めてきたところであります。こうした実績から多摩地域の中核的な役割を担うにふさわしい能力を有する市であると自負しております。

また、地方分権の進展に伴い、地方の裁量が拡大する中、基礎自治体の行政能力が問われてきています。更なる市民サービスの向上のため、行政事務の拡大を図っていくことが、多摩地域最大の人口規模を有し、その中核的役割を担う本市としての使命であると考えております。そして、自らの判断と責任に基づくまちづくりを実践する先駆的な存在として、その姿勢を明確に示していくことが必要であります。

そこで、本市は、中核市制度を活用し、分権時代をリードする自治体としての基盤を整えていくこととしました。新たな権限を活かして地域の実情に合った、より質の高いサービスを提供することは、何よりも 58 万市民の皆様の期待に応えるものであり、中核市への移行は、市民が誇りと愛着の持てる地域社会を構築するために欠かせないものと確信しております。

中核市移行を実現した今、その事務権限を最大限に活用していくことにより、「多摩のリーディングシティ」として、多様な資源を活かし、独自性・創造性を発揮したまちづくりを目指してまいります。

平成 27 年 9 月

八王子市長　石森孝志（たかゆき）

目　　次

１　本市が中核市に移行した理由 ---------- １
（１）分権改革に取り組む環境の変化
（２）移譲される事務権限
（３）移行による効果

２　本市の中核市移行までの取組 ---------- ８
（１）東京都との協議
（２）総務省との事前調整
（３）中核市移行調査特別委員会
（４）法定手続
（５）条例の整備
（６）審議会等の設置
（７）庁内の取組
（８）市民への周知
（９）事務の実施体制
(10) 事務引継
(11) 中核市移行記念式典

１　本市が中核市に移行した理由

（1）分権改革に取り組む環境の変化

本市の恵まれた地域資源を活かし、賑わいのある魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、市の規模に見合った行政裁量を獲得することが欠かせません。

そのため、本市ではこれまで、保健所政令市や景観行政団体への移行をはじめ、事務処理特例制度の活用など、可能な限り東京都から権限移譲を受ける取組みを進めてまいりました。そして、さらなる裁量を獲得する手段として大都市制度の活用が必要であると考えました。

また、国においても三位一体改革や第二次分権改革が進められたことにより、中核市に与えられる権限は増えるとともに、地方交付税などにより権限に見合った財源保障の見通しが立てられました。

そこで、自らの判断と責任に基づくまちづくりを実践するために、本市は中核市へ移行しました。

（2）移譲された事務権限

法令に基づき都道府県から中核市に移譲される事務の件数は、概ね 1,800 件ですが、本市は保健所政令市と景観行政団体への移行により、中核市に関する事務の多くは移譲されていました。しかし、第二次分権改革により、福祉施設の基準に関する条例制定権など多くの権限が中核市に移譲された結果、今回、都からは 1,261 件の事務が移譲されました。

≪移譲された事務権限≫

分　野	主　な　も　の	項目数
民　　生	児童福祉施設の設置認可 社会福祉審議会の設置運営 身体障害者手帳の交付 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可 母子及び父子福祉資金の貸付	481
保健衛生	食品衛生法に基づく検査 動物の愛護及び管理	34
環　　境	ばい煙を排出する施設の届出受理 廃棄物処理施設の設置許可 ダイオキシン類を排出する施設の届出受理	279
都市計画・建設	屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の規制 民間土地区画整理事業に係る認可 都市計画法による開発許可 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	404
産業経済	特定計量器の定期検査	41
文　　教	市立小中学校教職員の研修の実施 重要文化財の現状変更、公開の許可 埋蔵文化財の返還、鑑査	13
そ の 他	郵便又は信書便による投票を行うことができる身体障害者の証明	9
計		1,261

(3) 移行による効果

ア　きめ細かな市民サービスの提供

本市が中核市に移行したことで、これまで都が行っていた事務を市が直接行えるようになりました。市が事務を行うにあたっては、市民の参画も得ながら基準をつくります。また、移行により設置した審議会等には市の実情に詳しい専門家や市民委員が参加しています。これにより、柔軟にきめ細かく対応したサービスを提供できるようになりました。

イ　行政サービスの効率化・スピードアップ

都が行っていた事務を市が行えるようになったため、事務の効率化やスピードアップが図られました。例えば、身体障害者手帳の交付事務は、中核市移行により市が申請受付から交付までのすべての事務を行っており、事務処理の流れが一元化されたことから、交付までの期間が短縮されました。

≪身体障害者手帳の交付事務≫

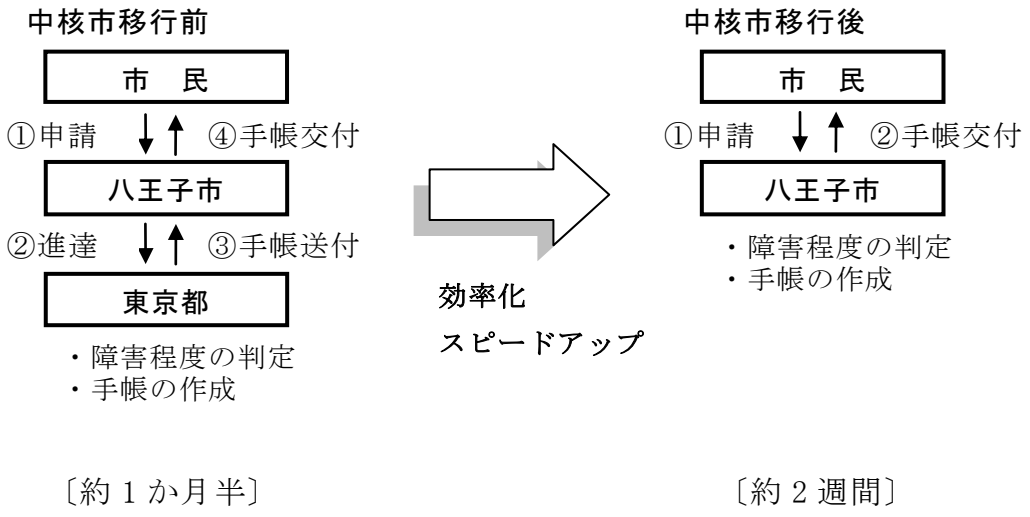

ウ　利便性の向上

都庁や立川市内の合同庁舎等で対応していた東京都の事務について、市が直接の窓口となったことから、身近なところで手続できるようになりました。例えば、移行前は、特別養護老人ホームの認可、開発行為の許可は市外に窓口がありましたが、中核市移行により、市に窓口が設置されました。これにより、市民や事業者の利便性が向上しました。

≪申請等の窓口の変更≫

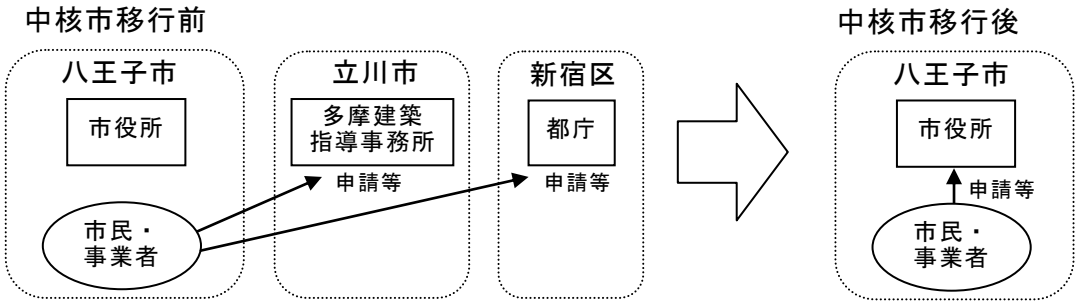

エ　自立した行政運営

中核市に移行したことで、多くの事務が移譲され、八王子市の実情を反映したルールづくりを進めやすくなりました。例えば、動物の愛護及び管理に関する条例の制定にあたり、市内の関係者等で構成する協議会から意見をいただきました。このような取組みを中核市移譲権限に限らず様々な分野で行うことで、市民に市のまちづくりに関心を持っていただき、市政への参画を推進していきます。同時に、市の職員にとっても、自ら考え、決定していく経験を積み重ねることで、政策形成能力の一層の向上を図ります。

条例制定にあたり、説明会を開催

オ　政策提言機会の拡大・都市間連携の充実

全国の中核市で構成している中核市市長会では、地方分権に関する中核市共通の課題に対応するため、プロジェクトにより調査・研究を進め、国や関係機関に対して政策提案や意見表明を行っています。また、毎年、総務大臣との懇談会を開催し、中核市が抱える課題について意見交換を行っています。

≪政策提言機会の拡大イメージ≫

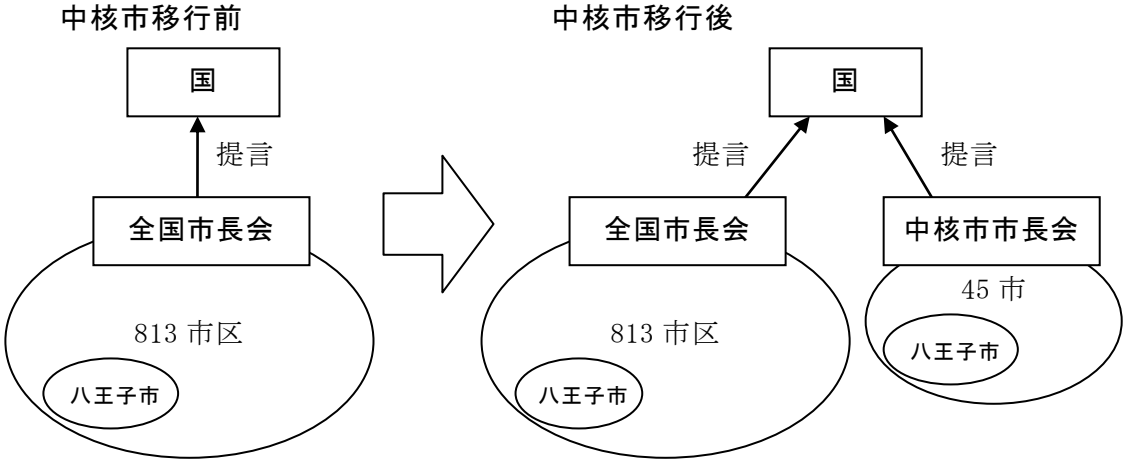

※八王子市は全国の市長及び特別区の区長による「全国市長会」に加入し、
全国市長会を通じて国などに対する提言を行っています。
中核市移行により「中核市市長会」にも加入したことで、国などに対する
提言の機会がさらに増えました。

さらに、中核市各市は、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災した市の要請に応えて、被害を受けていない市が応援協力するために災害相互応援協定を締結しています。万一、災害が発生した場合には、この協定に基づき、他の中核市から食糧・飲料水・生活必需物資の提供や、職員の派遣等を受けることができます。

この他、中核市の権限等に対するノウハウ獲得や職員の資質向上を目的とした、中核市間での人事交流も行っています。

カ　移譲された事務の活用

（ア）民生行政に関する事務

＜介護保険サービス、老人福祉施設＞

介護保険サービス、老人福祉施設を運営している事業者に、職員を対象とした虐待防止研修の受講の義務付けや成年後見制度の活用支援を推進する独自の基準を設定しました。これらの独自基準により、利用者の尊厳が保たれたサービスが提供されることで、安全・安心な生活環境の整った社会が実現します。

＜保育所＞

保育所の設置認可、指導を行うことにより、事業者・利用者に対し迅速できめ細かな対応が可能となりました。また、独自の基準として、国と比べて子ども一人当たりの乳児室の面積を広くし、子どもの人数に対する保育士数を増やすとともに、食事の施設内調理・子育て相談を義務化したことで、保育の質の向上や良好な保育環境を確保します。

（イ）保健衛生行政に関する事務

＜動物愛護＞

飼い主の遵守事項として、犬の排せつ物処理を義務付けることや、猫の室内飼い、動物の終生にわたる飼養、動物への名札等の装着に努めることを定めました。動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持することで、人と動物との調和のとれた共生社会が実現します。

（ウ）環境行政に関する事務

＜廃棄物処理業＞

移行前から担っている一般廃棄物に関する事務とあわせて、廃棄物行政全般を市が一元的に管理できるようになりました。市民からの相談や苦情に対し、迅速できめ細かな対応が可能になり、より市民の生活環境に配慮した適正な廃棄物処理が実現します。

（エ）都市計画・建設行政に関する事務

＜屋外広告物＞

屋外広告物に関する相談、許可、指導、監督が市に一元化されました。市が景観計画との連携による屋外広告物の規制を進めることで、地域のまちなみと調和した屋外広告物の表示が実現します。

＜宅地開発＞

宅地の造成等に関する相談、許可、指導、監督が市に一元化されました。事前協議から開発許可、建築まで市が一体として対応することで、市内の地域・地形に配慮したきめ細かな対応が可能となり、災害に強い安全・安心なまちづくりを実現します。

（オ）文教行政に関する事務

＜教職員研修＞

市が研修を行うことで、児童・生徒、教職員の現状に応じた研修の立案・実施が可能になりました。教職員の資質や能力の向上を図り、児童・生徒の能力に応じた質の高い授業を提供することで、市民との協働による学校教育、生きる力を育む学校教育を推進します。

＜文化財＞

発掘された埋蔵文化財を警察署長から受領し、文化財の認定を行えるようになりました。数多くの文化財認定を経験することで文化財に関する知識が深まり、出土品の展示を行う等、多くの文化財の情報を発信していきます。また、市内にある重要文化財の公開や型取りなどの作業に対する許可等についても市が行えるようになりました。重要文化財に関する許可権等の移譲により、市内にある国の重要文化財について、その価値や魅力を発信していきます。

（カ）産業経済に関する事務

＜特定計量器（はかり）＞

特定計量器の定期検査を実施することができるようになりました。市内事業者との接点が増えたため、情報提供や情報収集の機会が増えました。

市が計量に関する情報を積極的に発信し、相談等の対応を行うことで、市民の消費者知識が増え、より安心な消費生活につながります。

２　本市の中核市移行までの取組

中核市移行を目指すこととした本市は、平成24年4月に中核市移行について担当する部署として都市戦略室（現在の都市戦略課）を、5月には副市長及び部長による「八王子市中核市移行準備会議」を設置し、本格的に準備を開始しました。

(1) 東京都との協議

ア　協議会の設置（平成24年8月）

本市の中核市移行の円滑な推進を図るため、平成24年8月に「八王子市の中核市移行に関する都・市協議会」を設置しました。

イ　協議の内容と経過

第１回協議会（平成24年8月）

協議会で協議していく事項と中核市移行により移譲される事務の項目について確認しました。

≪主な協議事項≫

① 法令等に基づき移譲する事務について
② 法令等に基づき移譲する事務に関連する、都単独事務・都補助金の取扱いについて
③ 事務の引継、職員の研修及び派遣について

第２回協議会（平成24年12月）

都から中核市に対し取扱いを見直す予定の都単独事務・都個別補助金の案が示されました。都が取扱いを見直す予定の福祉保健区市町村包括補助事業と子育て推進交付金は、次回の協議会で示すとの説明がありました。

第３回協議会（平成25年2月）

都が中核市に対し取扱いを見直す予定の都単独事務・都個別補助金を精査したうえで再提案し、さらに、取扱いを見直す予定の福祉保健区市町村包括補助事業、子育て推進交付金が初めて市に示されました。

第４回協議会（平成25年3月）

第3回協議会で示された補助金の見直し案を検討した結果、内容が了解できるものであったことから、本協議会において、都単独事務・都補助金の取扱いについては、都と概ね合意しました。

第５回協議会（平成25年7月）

平成27年4月に中核市へ移行することを目指して総務省と事前調整を行うことで都と市の双方が了解しました。

また、円滑な事務引継のために必要な市職員の都への派遣研修について、協議を始めました。

第６回協議会（平成26年3月）

平成26年4月から都と市における所管同士の調整を開始することで都と市の双方が了解しました。

また、円滑な移行に向け、法定移譲事務の項目数や、平成26年度の市職員の研修派遣の人数について確認しました。

第７回協議会（平成26年12月）

本市が総務大臣へ中核市指定の申出を行い、本市を中核市に指定する政令が公布されたことなど、中核市移行に向けた取組を報告しました。

また、第4回協議会で概ね合意した都単独事務・都補助金の取扱いについて、法改正や新規事業の影響を確認しました。

第８回協議会（平成27年3月）

法改正等を踏まえた法定移譲事務の項目数や、都の補正予算で事業化した都単独事務・都補助金の取扱いについて確認しました。

また、本市の中核市移行に伴い、平成 27 年 3 月末をもって本協議会を廃止することを確認しました。

≪都と市の確認内容≫

①法定移譲事務の項目数	1,261 項目
②中核市に対し取扱いを見直す都単独事務・都補助金の項目数	62 項目

（2）総務省との事前調整

国では、総務大臣への中核市指定申出に先立ち、中核市への円滑な移行に向けて必要な準備について確認するため、中核市を目指す市と都道府県に対し事前調整を行っています。本市においても、平成25年8月に総務省との事前調整を行いました。

事前調整にあたっては、あらかじめ移譲事務の概要や移行に伴う人員体制・財政影響額などをまとめた「中核市移行準備調査票」を作成しました。これは、都と市が共同で作成する共同作成分と、都・市それぞれが作成する調査票があり、これに基づきヒアリングが行われました。

（3）中核市移行調査特別委員会

八王子市議会では、中核市移行に関する調査研究を行うため、平成24年10月に「中核市移行調査特別委員会」が設置されました。平成25年第3回定例会（平成25年9月）では、付議事項に関連議案の審査が加えられ、中核市の指定の申出についての議案が全会一致で可決されました。

特別委員会は10回開催され、中核市移行の考え方、移譲事務の内容、都との協議会の状況などについて活発な質疑が行われました。

（4）法定手続

地方自治法の規定に基づく指定の手続については、平成25年9月18日の市議会において、中核市の指定の申出についての議案が全会一致で可決され、9月26日には都知事に対し、中核市の指定の申出に対する同意を申入れました。これについて、12月13日の都議会で、中核市指定の申出に同意する議案が全会一致で可決され、12月18日に都知事から市に同意書が交付されました。

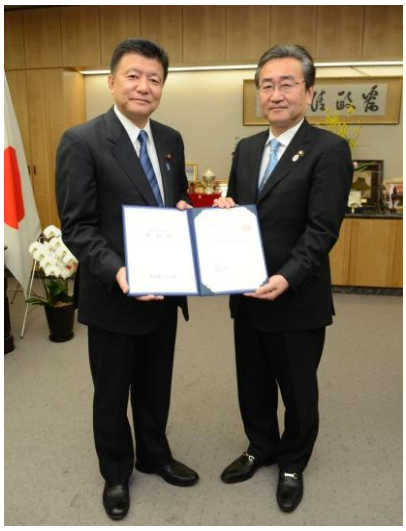

総務大臣（左）に申出書を手渡す市長

そこで、平成26年3月26日、市長が総務大臣に対して直接「中核市の指定に係る申出書」を手渡し、5月30日に八王子市を中核市に指定する政令が公布されました。

（5）条例の整備

中核市に移行すると、法律の委任により条例の制定等が必要となります。

例えば、児童福祉施設や障害者支援施設など、施設の設備及び運営については、条例により、地域の実情に応じて基準を定めることが可能になります。今回、本市では、より地域の実情に合った基準を定めるため、パブリックコメント手続や審議会等を通じた意見聴取に加えて、地域での条例説明会を開催しました。

これらの取組の中で受け付けた意見を踏まえ、平成26年第3回市議会定例会では39条例、第4回市議会定例会では4条例の議案を提出し、すべて可決されました。

≪中核市移行に伴い制定・改正・廃止した条例≫

分野	名称	区分
民　　生	八王子市社会福祉審議会条例	制定
	八王子市子ども･子育て支援審議会条例	廃止
	八王子市介護保険条例	改正
	八王子市民生委員定数条例	制定
	八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市保育園条例	改正
	八王子市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例	制定
	八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例	制定
	八王子市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例	廃止
	八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	制定

	八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市介護保険法施行条例	改正
	八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	改正
	八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	制定
	八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	改正
	八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	制定
	八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	制定
	八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	制定
保健衛生	八王子市保健所関係手数料条例	改正
	八王子市動物の愛護及び管理に関する条例	制定
	八王子市小児慢性特定疾病審査会条例	制定
環　　境	八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	改正
都市計画・建　設	八王子市都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例	制定
	八王子市開発審査会条例	制定
	八王子市土地区画整理組合助成条例	改正
	八王子市景観条例	改正
	八王子市屋外広告物条例	制定
	八王子市捨て看板防止条例	廃止
そ の 他	八王子市外部監査契約に基づく監査に関する条例	改正
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	改正
	八王子市手数料条例	改正

（6）審議会等の設置

中核市への移行により、これまで法令や条例に基づき都が設置していた審議会等を新たに市が設置しました。市が審議会を設置したことで、地域の実態に即した調査、審議等が可能となりました。

本市では次の審議会等を設置しました。

≪中核市移行により市が設置した審議会等≫

名　　称		概　　要
社会福祉審議会	民生委員審査専門分科会	民生委員の適否を審査する。
	障害者福祉専門分科会	障害者福祉に関する事項を調査審議する。
	地域福祉専門分科会	地域福祉に関する計画や具体的な課題に関する事項を調査審議する。
	高齢者福祉専門分科会	介護運営協議会の機能を統合し高齢者福祉を幅広く調査審議する。
	児童福祉専門分科会	子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する。
小児慢性特定疾病審査会		小児慢性特定疾病医療費助成対象者の認定にあたり、必要な事項を協議する。
動物愛護推進協議会		動物愛護推進員の委嘱及び動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な事項を協議する。
廃棄物処理施設専門委員会		廃棄物処理施設の設置許可、変更許可その他廃棄物の処理に関し、専門的な事項についての意見聴取及び調査を行う。
開発審査会		市街化調整区域内の開発行為の審議及び不服申し立てに関する審理、裁決を行う。

なお、中核市に移行すると屋外広告物審査会と母子保健運営協議会を設置することができますが、それぞれ既存の協議会等の機能強化により対応しています。

(7) 庁内の取組

ア　庁内会議

中核市指定に向けた準備を庁内横断的に進めるため、部長級職員による「八王子市中核市移行準備会議」を設置し、移行に伴う課題や都との協議内容について検討しました。さらに、実務的な内容を検討するため、課長等による会議も開催しました。

イ　職員の意識啓発

中核市移行の効果を最大限に発揮するためには、市職員のさらなるレベルアップが欠かせません。そこで、移行とその後のまちづくりに向け様々な意識啓発を行いました。

（ア）職員研修

平成24年8～9月に管理職を含む1,000人を超える職員に研修を行いました。

また、新規採用職員を対象にした研修や、全職員を対象にしたeラーニングシステムによる研修を行い、年齢や職層を問わない意識の向上に努めました。

（イ）庁内報の発行

中核市移行に向けた動きなどの最新情報を共有するため、庁内報「Leading City」を作成し、全28号発行しました。

（ウ）先行自治体への視察

中核市移行に伴い必要な体制、権限活用例、諸課題を調査するため、先行自治体への視察を行いました。視察で得た情報を参考にして、本市の特性に合ったまちづくりを進めていきます。

また、人材育成の観点から、管理職が先進的な取組を実施している自治体へ出向き、調査・研究も行いました。

≪主な視察先及び視察内容≫

視察先	視　　察　　内　　容
前　橋　市	障害者福祉について
高　崎　市	屋外広告物・介護保険・指導監査・子育て支援・生活保護・高齢者支援・産業廃棄物処理業務・障害者福祉・教職員研修について
川　越　市	開発許可・介護保険・子育て支援・計量業務について
所　沢　市 （特例市）	計量業務について
船　橋　市	高齢者支援業務について
柏　　市	産業廃棄物処理業務について
相模原市 （指定都市）	開発許可・計量業務・障害者福祉について
横須賀市	高齢者支援業務・生活保護について
金　沢　市	土地区画整理事業について
長　野　市	地域地球温暖化防止推進センターについて

（8）市民への周知

中核市移行により、地域の特性に合ったまちづくりを実現するためには、市民の中核市に対する理解が必要です。このため、多くの方々に中核市制度の概要や移行の意義を知っていただき、中核市に移行した八王子の姿を身近に感じていただけるよう、さまざまな周知活動に努めました。

共通デザインを活用して啓発

≪主な周知活動内容≫

項　　目	内　　容
団体への説明	各種団体総会や定例会などで移行の概要を説明 実施回数：47 回　　参加者数：1,702 人
地域説明会	平成 26 年 6 月　（6 回実施）　参加者数：204 人 平成 26 年 8 月　（6 回実施）　参加者数：154 人 平成 26 年 11 月（8 回実施）　参加者数：250 人
講演会開催	「豊かな市民サービスを実現するために～中核市で描こう八王子の未来」 開催日：平成 25 年 2 月 6 日 講師：石原　信雄氏（元内閣官房副長官・地方自治研究機構会長） 参加者数： 227 人 「市民とともに歩む中核市」 開催日：平成 26 年 2 月 2 日 講師：伊藤　正次氏（首都大学東京大学院 社会科学研究科教授） 参加者数： 212 人
パネル展開催	平成 25 年 4 月から市民部事務所や市民センターなどで実施
広報掲載（主なもの）	「中核市移行へ向けた準備を開始」記事を掲載（平成 24 年 6 月 15 日号） 「中核市・八王子を目指して」特集号を発行（平成 24 年 12 月 1 日号） 「中核市」の PR 文を毎月 1 日号に掲載 （平成 25 年 2 月 1 日号～平成 26 年 5 月 1 日号） 「中核市指定の申出を市議会で可決」記事を掲載(平成 25 年 10 月 1 日号) 「中核市パンフレットを作成」記事を掲載（平成 25 年 11 月 1 日号） 「東京初の中核市へ！」特集号を発行（平成 26 年 1 月 1 日号） 「中核市」のコラムを毎月 1 日号に掲載 （平成 26 年 2 月 1 日号～平成 27 年 2 月 1 日号） 「中核市移行特集号」を発行（平成 27 年 3 月 15 日号）
パンフレット	平成 25 年 10 月「東京初の中核市へ　八王子が変わります！」 平成 26 年 11 月「平成 27 年 4 月誕生！中核市八王子」
周知動画作成	移行の概要について動画を作成し、市ホームページ・Ｊ：ＣＯＭ八王子・駅前大型ビジョンなどで放映
Ｆａｃｅｂｏｏｋ	「八王子自治推進」平成 26 年 2 月 28 日開設
ポスター	市施設、国施設、都施設、民間事業者、民間団体に配付、掲示
横断幕	市施設、マルベリーブリッジ、とちの木デッキに掲示
懸垂幕	市施設、民間商業施設に掲示
ステッカー	公用車、ごみ収集車、社会福祉協議会所有車両に掲示

各種団体の総会等へ出向いて説明

パネル展を開催

石原信雄氏（元内閣官房副長官・
地方自治研究機構会長）講演

市民フォーラム・未来を語る
「市民とともに歩む中核市」

ポスター

横断幕

(9) 事務の実施体制

ア　組織・人員

介護や子育て事業の監督事務や産業廃棄物事務といった新たな事務に対応するため、職員の採用等により、65 人増員しました。また、組織体制は、介護、障害、保育サービスの指導監査を行う福祉部指導監査課に 10 人、産業廃棄物処理施設の設置許可を行う資源循環部廃棄物対策課に 11 人、開発許可に関する審査、検査を行うまちなみ整備部開発審査課に 9 人、それぞれ職員を新たに配置して整備しました。

さらに、既存の組織の強化として、福祉部高齢者いきいき課に 5 人、障害者福祉課に 6 人、環境部環境保全課に 3 人、まちなみ整備部まちなみ景観課に 2 人を増員しました。なお、東京都への派遣研修や条例制定などの準備のために、移行前に職員を 51 人配置しました。

イ　研修・派遣

移譲される事務を滞りなく遂行するためには、職員の知識や能力を高めていく必要があります。本市では、指導監査や開発許可など専門性の高い事務の引継ぎを円滑に行うため、都へ延べ 43 人の職員を派遣し、事務処理方法等を学びました。

また、廃棄物の不適正処理に警視庁と連携して迅速に対応するため、都職員の派遣を要望しました。その結果、平成 27 年 4 月 1 日から、資源循環部廃棄物対策課に警察官 1 人の派遣を受けています。

ウ　東京都との連携

今後見込まれている制度や法改正、また、市域を超えた広域的な対応が必要な事項については、引き続き都と連携し、施策展開を行っていきます。

(10) 事務引継

都と市で引き継ぐ文書の取扱い等について取決書を締結したほか、事務によっては協定等を結びました。それらをとりまとめ、事務引継書として都から市に渡され、書類の引継ぎを受けました。

（11）中核市移行記念式典

平成 27 年 4 月 1 日午前 8 時から、市役所本庁舎で中核市移行記念式典を挙行しました。くす玉割りのほか、市歌の独唱や都立片倉高校吹奏楽部による演奏などが行われ、中核市 八王子市誕生を盛大に祝いました。

石森市長は「中核市移行はゴールではなく、新たなスタートとなる。移譲された権限を最大限に活用し、質の高い市民サービスを通じてワンランク上のまちをめざしていきたい」と決意を述べました。

また、午後からは、東京都の秋山副知事と石森市長により、事務引継書交付式が行われました。

秋山副知事から（左）から事務引継書を受け取る市長

参考資料

資料１　八王子市について ---------- １
１－①プロフィール
１－②人口の推移

資料２　中核市移行事務の状況 ---------- ２
２－①都から移譲された事務権限
２－②移行までの経過
２－③八王子市の中核市移行に関する都・市協議会設置要綱
２－④八王子市の中核市移行に関する都・市協議会　開催状況
２－⑤八王子市中核市移行準備会議設置要綱
２－⑥庁内会議　開催状況
２－⑦中核市移行調査特別委員会　委員名簿
２－⑧中核市移行調査特別委員会　開催状況

資料３　中核市移行に伴う影響 ---------- ２３
３－①中核市に対し取扱いを見直す都単独事務・都補助金
３－②必要な職員数
３－③東京都への市職員の派遣研修

資料４　地方分権 ---------- ２９
４－①分権改革の歩み
４－②本市の地方分権の取組状況

資料５　都市制度 ---------- ３１
５－①都市制度
５－②指定都市
５－③中核市

資料６　地方自治法 ---------- ３６

１　八王子市について

１－①プロフィール

八王子市は、東京都心から西へ約 40 km、新宿から電車で約 40 分の距離に位置しています。地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海抜 200m から 800m ほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

人口：580,053 人（平成 22 年国勢調査）

面積：186.38 ㎢

市制施行：大正 6 年 9 月 1 日

１－②人口の推移

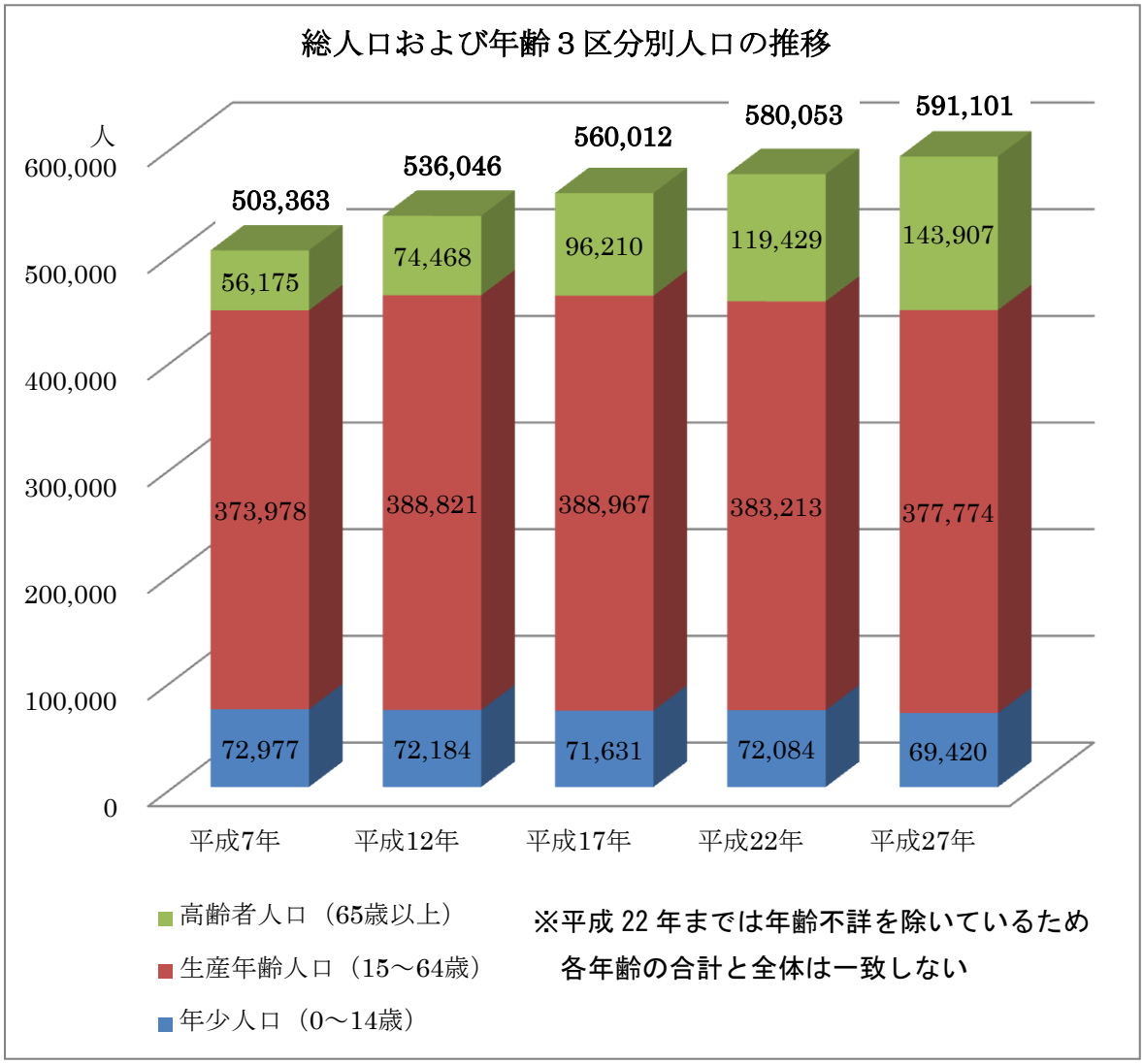

資料：国勢調査（平成 27 年は平成 22 年国勢調査に基づく推計値）

２　中核市移行事務の状況

２－①都から移譲された事務権限

事務区分（大項目／中項目／小項目）	項目数
民生行政に関する事務	481
行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく事務	2
（1）　行旅病人及び行旅死亡人取扱法	2
児童福祉法に基づく事務	81
（1）　児童福祉法	74
（2）　児童福祉法施行令	7
民生委員法に基づく事務	9
（1）　民生委員法	9
身体障害者福祉法に基づく事務	29
（1）　身体障害者福祉法	18
（2）　身体障害者福祉法施行令	11
生活保護法に基づく事務	46
（1）　生活保護法	46
社会福祉法に基づく事務	27
（1）　社会福祉法	27
老人福祉法に基づく事務	36
（1）　老人福祉法	36
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務	59
（1）　母子及び父子並びに寡婦福祉法	23
（2）　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令	36
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく事務	1
（1）　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	1
介護保険法に基づく事務	85
（1）　介護保険法	85
身体障害者補助犬法に基づく事務	3
（1）　身体障害者補助犬法	3

構造改革特別区域法（老人福祉法の特例関係）に基づく事務	1
(1)　構造改革特別区域法（老人福祉法の特例関係）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務	56
(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	55
(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	1
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務	13
(1)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	13
生活困窮者自立支援法に基づく事務	5
(1)　生活困窮者自立支援法	5
その他	28
(1)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定の例によることとされた生活保護法	28
保健衛生行政に関する事務	34
食品衛生法に基づく事務	12
(1)　食品衛生法	6
(2)　食品衛生法施行令	6
墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務	1
(1)　墓地、埋葬等に関する法律	1
母子保健法に基づく事務	7
(1)　母子保健法	7
動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務	11
(1)　動物の愛護及び管理に関する法律	11
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務	3
(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	3
環境行政に関する事務	279
大気汚染防止法に基づく事務	51
(1)　大気汚染防止法	44
(2)　大気汚染防止法施行令	7

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務	147
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律	145
(2)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	2
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務	7
(1)　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	7
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく事務	14
(1)　地球温暖化対策の推進に関する法律	14
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務	31
(1)　ダイオキシン類対策特別措置法	27
(2)　ダイオキシン類対策特別措置法施行令	4
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務	5
(1)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	5
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく事務	7
(1)　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	7
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく事務	5
(1)　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	5
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく事務	12
(1)　環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	12
都市計画・建設行政に関する事務	404
屋外広告物法に基づく事務	16
(1)　屋外広告物法	16
土地区画整理法に基づく事務	82
(1)　土地区画整理法	66
(2)　土地区画整理法施行令	16
宅地造成等規制法に基づく事務	60
(1)　宅地造成等規制法	57
(2)　宅地造成等規制法施行令	3
都市計画法に基づく事務	51
(1)　都市計画法	48
(2)　都市計画法施行令	3

都市再開発法に基づく事務	11
(1)　都市再開発法	11
公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務	1
(1)　公有地の拡大の推進に関する法律施行令	1
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務	66
(1)　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	48
(2)　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	18
多極分散型国土形成促進法に基づく事務	6
(1)　多極分散型国土形成促進法	6
市民農園整備促進法に基づく事務	1
(1)　市民農園整備促進法	1
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事務	22
(1)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	22
高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務	54
(1)　高齢者の居住の安定確保に関する法律	54
特定都市河川浸水被害対策法に基づく事務	33
(1)　特定都市河川浸水被害対策法	33
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく事務	1
(1)　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	1
文教行政に関する事務	13
教育職員免許法に基づく事務	1
(1)　教育職員免許法	1
私立学校法に基づく事務	1
(1)　私立学校法施行令	1
文化財保護法に基づく事務	10
(1)　文化財保護法	10
地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務	1
(1)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律	1

その他の事務	50
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく事務	6
(1)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	2
(2)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令	4
公職選挙法に基づく事務	1
(1)　公職選挙法施行令	1
計量法に基づく事務	41
(1)　計量法	41
日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく事務	2
(1)　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	2
合　　計	1,261

２－②移行までの経過

年　　月	主　な　で　き　ご　と
平成 24 年 2 月	石森市長が中核市移行の本格検討を表明
4 月	移行準備組織（都市戦略室）を設置
5 月	庁内検討組織（中核市移行準備会議及び実務者会議）設置
	第 1 回中核市移行準備会議開催
	第 1 回中核市移行実務者会議開催
	東京都へ協力を要請
7 月	第 2 回中核市移行準備会議開催
8 月	八王子市の中核市移行に関する都・市協議会設置
	第 1 回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会開催
10 月	市議会・中核市移行調査特別委員会設置
11 月	第 3 回中核市移行準備会議開催
	第 2 回中核市移行実務者会議開催
	市議会・中核市移行調査特別委員会開催
12 月	第 4 回中核市移行準備会議開催
	第 2 回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会開催
	市議会・中核市移行調査特別委員会開催
平成 25 年 1 月	第 3 回中核市移行実務者会議開催
2 月	第 5 回中核市移行準備会議開催
	第 3 回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会開催
	市議会・中核市移行調査特別委員会開催
3 月	第 4 回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会開催
4 月	市議会・中核市移行調査特別委員会開催
	第 4 回中核市移行実務者会議開催
5 月	第 6 回中核市移行準備会議開催
	第 5 回中核市移行実務者会議開催
	第 6 回中核市移行実務者会議開催
6 月	第 7 回中核市移行準備会議開催
	第 7 回中核市移行実務者会議開催

	市議会・中核市移行調査特別委員会開催
7 月	第 5 回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会開催
8 月	総務省事前調整（総務省ヒアリング）
	第 8 回中核市移行実務者会議開催
9 月	市議会・中核市移行調査特別委員会開催
	市議会において「中核市の指定の申出について」が可決
	都知事に「中核市の指定の申出に係る都の同意」を申入れ
10 月	第 9 回中核市移行実務者会議開催
11 月	第 10 回中核市移行実務者会議開催
12 月	第 8 回中核市移行準備会議開催
	都議会において「総務大臣に対する中核市の申出に係る同意について」が可決
	都知事の同意
平成 26 年 2 月	第 11 回中核市移行実務者会議開催
3 月	第 9 回中核市移行準備会議開催
	市議会・中核市移行調査特別委員会開催
	第 6 回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会開催
	総務大臣に「中核市の指定に係る申出について」提出
4 月	第 12 回中核市移行実務者会議開催
	第 10 回中核市移行準備会議開催
5 月	第 11 回中核市移行準備会議開催
	本市を中核市に指定する政令（地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令）が閣議決定
	本市を中核市に指定する政令が公布
6 月	第 12 回中核市移行準備会議開催
	第 13 回中核市移行実務者会議開催
7 月	第 13 回中核市移行準備会議開催
8 月	第 14 回中核市移行準備会議開催
9 月	第 14 回中核市移行実務者会議開催
	第 15 回中核市移行準備会議開催

10 月	市議会・中核市移行調査特別委員会開催
	第 15 回中核市移行実務者会議開催
12 月	第 16 回中核市移行準備会議開催
	第 16 回中核市移行実務者会議開催
	第 7 回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会開催
1 月	第 17 回中核市移行準備会議開催
	第 17 回中核市移行実務者会議開催
2 月	第 18 回中核市移行実務者会議開催
3 月	第 18 回中核市移行準備会議開催
	第 19 回中核市移行実務者会議開催
	市議会・中核市移行調査特別委員会開催
	第 8 回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会開催
平成 27 年 4 月	中核市移行

２－③八王子市の中核市移行に関する都・市協議会設置要綱

平成２４年　７月３１日　東　京　都
平成２４年　７月２７日　八 王 子 市
改正　平成２５年　７月　２日　東　京　都
平成２５年　７月　２日　八 王 子 市
改正　平成２６年　２月　１日　東　京　都
平成２６年　２月　１日　八 王 子 市
改正　平成２６年１２月１０日　東　京　都
平成２６年１２月１０日　八 王 子 市

（設　　置）

第１　東京都（以下「都」という。）及び八王子市（以下「市」という。）は、八王子市の中核市移行に関する都・市協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目　　的）

第２　協議会は次に掲げる事項について協議を行い、中核市移行の円滑な推進を図ることを目的とする。

(1) 都から市へ移譲する事務に関すること
(2) 事務の円滑な移譲に関すること
(3) その他、中核市移行に関する諸課題

（構　　成）

第３　協議会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

２　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会　　議）

第４　協議会は、必要に応じ、都と市が協議により開催する。

２　協議会の議事進行は、都総務局行政部長が行う。

３　委員が協議会を欠席する場合、協議会は当該委員が推薦する者の代理出席を認めることができる。

（庶　　務）

第５　協議会の庶務は、都総務局行政部及び市都市戦略部自治推進課において処理する。

（補　　足）

第６　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、都及び市が協議して定める。

附　則

この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年７月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１２月１０日から施行する。

別表

都	総務局行政部長、総務局区市町村制度担当部長、都市整備局企画担当部長、環境局環境改善部長、環境局資源循環推進部長、福祉保健局企画担当部長、福祉保健局事業調整担当部長、総務局行政部振興企画課長、総務局行政部市町村課長
市	副市長、都市戦略部長、総合経営部長、財務部長、福祉部長、子ども家庭部長、環境部長、資源循環部長、都市計画部長、まちなみ整備部長

※本要綱は、中核市移行に伴い廃止

２－④八王子市の中核市移行に関する都・市協議会　開催状況

区分	開　催　日	内　　容
第１回	平成 24 年　8 月 8 日	(1)中核市を目指す経緯等について (2)協議会の設置について (3)協議会における協議事項について (4)法定移譲事務について (5)今後のスケジュールについて
第２回	12 月 21 日	(1)法定移譲事務に係る市の行財政への影響について (2)都単独事務・都個別補助金の取扱いについて (3)今後のスケジュールについて
第３回	平成 25 年　2 月 20 日	(1)都単独事務・都補助金の取扱いについて
第４回	3 月 26 日	(1)都単独事務・都補助金の取扱いについて (2)今後のスケジュールについて
第５回	7 月 10 日	(1)総務省ヒアリングについて (2)移譲事務に係る事務引継ぎについて
第６回	平成 26 年　3 月 26 日	(1)八王子市の中核市移行に向けた取組について（報告） (2)移譲事務に係る事務引継ぎについて (3)法定移譲事務について
第７回	12 月 25 日	(1)八王子市の中核市移行に向けた取組について（報告） (2)中核市移行に伴う都単独事務・都補助金の取扱いについて（報告） (3)八王子市中核市移行記念式典について（報告） (4)八王子市への警察官の派遣について（報告）
第８回	平成 27 年　3 月 25 日	(1)法定移譲事務について（報告） (2)中核市移行に伴う都単独事務・都補助金の取扱いについて（報告） (3)八王子市中核市移行記念式典について（報告） (4)本協議会の取扱いについて（報告）

２－⑤八王子市中核市移行準備会議設置要綱

平成２４年５月１日施行

改正　　平成２５年４月１５日
　　平成２５年８月２６日
　　平成２５年１１月１９日

（設置）

第１条　庁内横断的に中核市指定に向けた準備を進めていくため、八王子市中核市移行準備会議（以下「準備会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　準備会議は、次に掲げる事項について検討する。

(1)　中核市移行に伴う課題に関すること。

(2)　中核市移行に係る東京都等との協議に関すること。

(3)　その他中核市移行に関すること。

（組織）

第３条　準備会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は都市戦略部長を、副委員長は都市計画部長をもって充てる。

３　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第４条　委員長は、準備会議を総理し、会議の議長となる。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第５条　準備会議は、委員長が招集する。

（実務者会議）

第６条　準備会議は、準備会議の所掌事項に関する実務的な内容について検討するため、準備会議の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）が所管する部の課長（八王子市組織規則（平成１５年八王子市規則第６８号）第４条に規定する課長をいう。）及び委員長等が所管する部の職員のうち、委員長等が指名する者で構成する会議（以下「実務者会議」という。）を設置することができる。ただし、委員長が必要があると認めたときは、関係する課長及び職員を充てることができる。

２　実務者会議に、座長及び副座長を置くこととし、座長は自治推進課長、副座長は

座長が指名する課長をもって充てる。

３　実務者会議は、座長が招集する。

４　座長は、実務者会議の結果を準備会議に報告する。

５　実務者会議に、専門的事項を調査研究するため、必要に応じて部会を置くことができる。

（意見聴取）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、準備会議の委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（報告）

第８条　委員長は、必要に応じ準備会議の会議経過及び結果を市長に報告する。

（庶務）

第９条　準備会議の庶務は、都市戦略部自治推進課において処理する。

附　則

この要綱は、平成２４年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年８月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１１月１９日から施行する。

別表

総合経営部長、行財政改革部長、市民活動推進部長、総務部長、財務部長、 生活安全部長、市民部長、福祉部長、医療保険部長、健康部長、 子ども家庭部長、産業振興部長、環境部長、資源循環部長、水循環部長、 拠点整備部長、まちなみ整備部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長

※本要綱は、中核市移行に伴い廃止

２－⑥庁内会議　開催状況

【中核市移行準備会議（関係部長　※第７回までは副市長を含む）】

区分	開　催　日	内　　容
第１回	平成24年　5月14日	議事 (1)中核市移行の基本方針（案）について (2)中核市移行のスケジュールについて (3)庁内検討組織の設置について (4)東京都との協議会の設置について
第２回	7月19日	報告事項 (1)中核市移行事務の進捗状況等について 議事 (1)中核市制度を活用したまちづくりについて (2)東京都との協議について
第３回	11月8日	議事 (1)「中核市移行の考え方（案)」について 報告事項 (1)都との協議に向けた準備について (2)中核市移行調査特別委員会について
第４回	12月19日	議事 (1)第２回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会について 報告事項 (1)法定移譲事務に係る市の行財政への影響について
第５回	平成25年　2月18日	議事 (1)第３回都・市協議会に臨むにあたっての本市の姿勢について 報告事項 (1)第４回中核市移行調査特別委員会の報告事項について
第６回	5月15日	議事 (1)実務者会議における部会の設置について (2)総務省ヒアリング資料の作成について 報告事項 (1)枚方市の視察について
第７回	6月21日	議事 (1)総務省事前調整について
第８回	12月10日	議事 (1)条例制定の準備状況について (2)都・市協議会の協議事項について

		報告事項 (1)今後のスケジュールについて
第9回	平成26年　3月3日	報告事項 (1)中核市移行に向けた準備について 議事 (1)第6回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会について (2)中核市移行調査特別委員会について (3)中核市移行に伴い整備が必要な条例案の戦略会議への付議について
第10回	4月11日	報告事項 (1)中核市移行に向けた準備について 議事 (1)今後の予定について (2)実務者会議で明らかになった課題について
第11回	5月7日	報告事項 (1)東京都との調整について 議事 (1)中核市移行に伴い制定等を行う条例案について (2)都市経営戦略会議（5月21日開催）の付議案件について (3)パブリックコメントの実施方法について
第12回	6月6日	報告事項 (1)会派から寄せられた意見への対応について (2)都市経営戦略会議(5月21日開催)の付議結果について (3)常任委員会(5月27日･28日開催)の報告結果について (4)中核市移行決定について (5)条例説明会(6月1日開催)について 議事 (1)前回の準備会議で出された意見への対応について (2)常任委員会で出された意見への対応について (3)社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会の設置について (4)母子福祉資金の債権の譲受けについて (5)今後のスケジュールについて
第13回	7月10日	報告事項 (1)パブリックコメント及び条例説明会の実施結果について (2)前回の準備会議で出された意見への対応について

		(3)事務引継の状況について 議事 (1)都単独事務・都個別補助金の取扱いについて (2)都からの職員派遣について
第14回	8月29日	議事 (1)地域説明会（8月の報告及び11月の実施）について 報告事項 (1)都からの職員派遣について (2)中核市移行に伴い制定等が必要な条例について (3)所管課ヒアリングの状況について
第15回	9月24日	議事 中核市移行調査特別委員会への報告事項について (1)中核市移行に向けた取組について（前回報告以降） (2)地域説明会（6月及び8月の報告並びに11月の実施）について (3)管理職による先行市調査・研究研修の実施状況について (4)中核市移行に伴う法定移譲事務の分類について (5)各課の準備状況について (6)中核市移行に伴い制定等が必要な規則、要綱等について
第16回	12月9日	報告事項 (1)中核市八王子に関する地域説明会の実施結果について (2)移譲事務実施所管に対するヒアリング結果について 議事 (1)第7回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会の開催について (2)中核市移行に伴う法定移譲事務の分類について
第17回	平成27年　1月13日	報告事項 (1)第7回八王子市の中核市移行に関する都･市協議会(12月25日開催）の協議結果について 議事 (1)文書等の引継の方針について (2)中核市移行記念式典（4月1日）の実施について
第18回	3月10日	議事 (1)第8回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会について (2)中核市移行調査特別委員会について

【実務者会議（関係課長、主査等）】

区分	開　催　日	内　　容
第1回	平成24年　5月23日	議事 (1)中核市移行の基本方針（案）について (2)中核市移行のスケジュールについて (3)作業の進め方について
第2回	11月9日	議事 (1)都との協議に向けた準備について (2)中核市移行調査特別委員会の対応について
第3回	平成25年　1月25日	議事 (1)総務省ヒアリング資料の作成について
第4回	4月10日	議事 (1)第5回中核市移行調査特別委員会での報告について (2)指定に向けた準備について (3)規程・体制の整備について
第5回	5月15日	議事 (1)第6回八王子市中核市移行準備会議について (2)中核市移行に係る職員数増減について (3)職員の研修参加について
第6回	5月30日	議事 (1)中核市移行準備調査票総務省提出資料（総務省ヒアリング資料）の作成について 報告 (1)担当所管の決定について (2)第3次一括法案に関する所管対応の調査結果について (3)先行市の視察について
第7回	6月25日	議事 (1)中核市指定申出に係る事前調整の概要について (2)総務省ヒアリングの資料の内容について (3)総務省ヒアリングまでのスケジュールについて
第8回	8月27日	議事 (1)総務省との事前調整内容について (2)「八王子市の中核市移行に関する取組」の発行について
第9回	10月23日	議事 (1)東京都との調整事項について (2)今後のスケジュールについて

第 10 回	11 月 19 日	議事 (1)移譲事務に伴い都に解決を求める課題について (2)キャビネット数量調査について（平成 26 年度予算の反映が必要な事項） (3)個人情報保護審議会への諮問が必要となる案件について 報告事項 (1)福祉・子ども部会報告 (2)まちづくり部会報告 (3)移譲事務一覧の確認について
第 11 回	平成26年　2 月 27 日	報告事項 (1)福祉・子ども部会報告 (2)まちづくり部会報告 議事 (1)八王子市の中核市移行に関する都・市協議会について (2)中核市移行調査特別委員会について (3)中核市移行に伴い整備が必要な条例案の戦略会議への付議について
第 12 回	4 月 7 日	報告事項 (1)八王子市の中核市移行に関する都・市協議会（3 月 26 日開催）の報告について (2)中核市移行調査特別委員会（3 月 24 日開催）で委員から出された要望への対応について (3)都市経営戦略会議（3 月 20 日開催）の付議結果の報告について 議事 (1)今後の予定について
第 13 回	6 月 19 日	報告事項 (1)第 12 回八王子市中核市移行準備会議(6 月 6 日開催)の結果について 議事 (1)都との引継について (2)今後のスケジュール
第 14 回	9 月 11 日	報告事項 (1)第 14 回八王子市中核市移行準備会議(8 月 29 日開催)の結果について 議事 (1)地域説明会（11 月）の詳細について

		(2)事務権限の説明資料について (3)中核市移行調査特別委員会について
第15回	10月31日	報告事項 (1)第9回中核市移行調査特別委員会（10月7日開催）における質疑について 議事 (1)移譲事務の実施方法及び準備状況の調査について (2)ヒアリングについて その他 (1)中核市八王子に関する地域説明会（11月開催）について (2)キャビネットの購入について (3)中核市移行に伴う組織規則等の改正について
第16回	12月11日	報告事項 (1)第16回中核市移行準備会議（12月9日開催）の報告について (2)移譲事務実施所管に対するヒアリング結果について (3)第7回八王子市の中核市移行に関する都・市協議会の開催について (4)中核市移行に伴う法定移譲事務の分類 議事 (1)中核市移行に伴う法定移譲事務の確認について
第17回	平成27年　1月15日	報告事項 (1)中核市移行準備会議（1月13日開催）の審議結果について 議事 (1)都との協議について (2)平成27年度予算等への対応について
第18回	2月23日	報告事項 (1)都行政部と自治推進課の打合せ内容について (2)平成27年度予算議会対応における留意点について 議事 (1)各課における事務引継について (2)管理職による先行市調査・研究研修の特別委員会への報告について
第19回	3月10日	議事 (1)八王子市の中核市移行に関する都・市協議会について (2)中核市移行調査特別委員会について

２－⑦中核市移行調査特別委員会　委員名簿（敬称略）　　13 名（定数 14 名）

	職	氏　　名	所　　属
1	委員長	塚本 秀雄	自民党新政会
2	副委員長	山越 拓児	日本共産党八王子市議会議員団
3	委員	及川 賢一	諸　　派
4	委員	浜中 賢司	自民党新政会
5	委員	伊藤 祥広	自民党新政会
6	委員	渡口　　禎	八王子市議会公明党
7	委員	鈴木 勇次	日本共産党八王子市議会議員団
8	委員	荻田 米蔵	八王子市議会公明党
9	委員	井上 睦子	社会民主党・生活者ネットワーク・市民自治の会
10	委員	鈴木 玲央	自民党新政会
11	委員	五間　　浩	八王子市議会公明党
12	委員	森　　英治	市民・民主クラブ
13	委員	相澤　耕太	市民・民主クラブ
―	委員	（島内　幸恵）	（第５回まで委員）
―	委員	（陣内　泰子）	（第５回まで委員）

２－⑧中核市移行調査特別委員会　開催状況

区分	開　催　日	主　な　内　容
第１回	平成24年　10月18日	特別委員会設置
第２回	11月13日	(1)中核市移行に関する調査研究について ア．中核市移行に向けた取組みの概要について
第３回	12月26日	(1)中核市移行に関する調査研究について ア．第２回「八王子市の中核市移行に関する都・市協議会」協議内容の報告
第４回	平成25年　2月26日	(1)中核市移行に関する調査研究について ア．第３回「八王子市の中核市移行に関する都・市協議会」協議内容の報告
第５回	4月16日	(1)中核市移行に関する調査研究について ア．第４回「八王子市の中核市移行に関する都・市協議会」協議内容の報告 イ．中核市移行に伴い必要な職員数及び制定・改正が必要な条例一覧
第６回	6月27日	(1)中核市移行に関する調査研究について ア．中核市指定申出に係る事前調整の概要 イ．中核市先行自治体視察報告書
第７回	9月12日	(1)付託議案 ア．第７４号議案　中核市の指定の申出について
第８回	平成26年　3月24日	(1)中核市移行に関する調査研究について ア．中核市移行に向けた準備について イ．中核市移行により制定等が必要な条例について ウ．八王子市の中核市移行に関する都・市協議会について エ．中核市移行に係る職員配置について
第９回	10月7日	(1)中核市移行に関する調査研究について ア．中核市移行に向けた取組について イ．中核市八王子に関する地域説明会について ウ．中核市移行に伴う法定移譲事務の分類について エ．各課の準備内容について
第10回	平成27年　3月23日	(1)中核市移行に関する調査研究について ア．八王子市の中核市移行に関する都・市協議会について イ．中核市移行に向けた八王子市独自の取組について ウ．管理職による先行市調査・研究研修について

３　中核市移行に伴う影響

３－①中核市に対し取扱いを見直す都単独事務・都補助金

ア．都単独事務（都が実施する事業、事業者への補助金等）

No.	分　　野	事　　業　　名
1	児童福祉法 （児童福祉）	借地を活用した認可保育所支援事業
2	障害者総合支援法 （障害者福祉）	障害者（児）施設整備費補助
3		障害者通所施設等整備費補助
4		知的・身体障害者グループホーム等開設準備経費等補助金
5		定期借地権による障害者福祉サービス事業所等整備促進事業補助
6		借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業
7		短期入所開設準備経費等補助事業
8	老人福祉法 （高齢者福祉）	老人福祉施設整備費補助（特養、養護、ケアハウス）
9		施設開設準備経費助成特別対策事業 （定期借地権の一時金に対する補助）
10		借地を活用した特別養護老人ホーム設置支援事業
11	介護保険法 （高齢者福祉）	介護老人保健施設施設整備費補助
12		介護老人保健施設建設資金利子補給費補助
13		介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助
14		ショートステイ整備費補助
15		訪問看護ステーション施設整備費補助
16		訪問看護ステーション設置促進事業
17	生活保護法 （生活福祉）	保護施設整備費等補助
18	社会福祉法	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費補助
19		民間社会福祉施設設備改善整備費補助
20		寄りそい型宿泊所事業経費補助金
21	動物愛護法	東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づく事務 （21～26 条、29～32 条）
22	廃棄物処理法 （環境）	特別管理産業廃棄物管理責任者の届出事務

イ．個別補助金(市への補助金)

No.	分　　野	事　　業　　名
23	児童福祉法 （児童福祉）	待機児童解消区市町村支援事業
24		定期利用保育事業補助
25		一時預かり事業補助
26		定期借地権利用による認可保育所整備促進事業
27		賃貸物件による保育所整備事業
28		多様な主体による保育所緊急整備事業
29		現任保育従事職員資格取得支援事業 （東京都現任保育従事職員資格取得支援事業実施要綱）
30		児童福祉施設等整備費補助
31		特定不妊治療費助成
32		保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

ウ．福祉保健区市町村包括補助事業（市への補助金）

No.	分　　野	事　　業　　名
33	子供家庭支援 包括補助事業	定期利用保育事業の事業開始支援事業
34		入院助産保護費都加算補助
35		子育て支援に資する基盤整備全般
36		病児・病後児保育促進事業
37		ファミリー・サポート・センター事業
38		現任保育従事職員資格取得支援事業
39		送迎保育ステーション
40	障害者施策推進 包括補助事業	障害者施設等基盤整備事業
41		障害者単身生活サポート事業
42		精神障害者社会復帰支援事業
43		地域活動支援センター機能充実事業
44		グループホーム防災対策助成事業
45		障害者グループホーム支援事業 （精神障害者グループホーム開設準備経費）
46	高齢社会対策 包括補助事業	区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業
47	地域福祉推進 包括補助事業	被保護者自立促進事業

エ．子育て推進交付金（市への補助金）

No.	分　　野	事　　業　　名
48	政策誘導項目	養育支援訪問事業
49		乳児家庭全戸訪問事業
50		子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）
51		ショートステイ
52		一時預かり
53		定期利用保育
54		病児・病後児保育事業（実施）
55		保育サービス利用児童の増
56		延長保育事業
57		休日保育事業
58		産休明け保育
59		零歳児保育
60		障害児保育
61		保育施策におけるサービス向上の取組
62		ファミリー・サポート・センター事業

３－②必要な職員数

※課名は平成 27 年 4 月移行時点

部　課　名	主　な　事　務　内　容	人員
市民部		
消費生活センター	特定計量器の定期検査	2
福祉部		
指導監査課	特別養護老人ホーム、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業所、保育所等の指導検査	10
高齢者いきいき課	養護老人ホーム・特別養護老人ホームの認可 介護保険サービス事業者の指定	5
障害者福祉課	身体障害者手帳の交付、指定障害福祉サービス事業者の指定	6
生活福祉総務課	医療扶助のための医療機関の指定、個別指導	2
健康部		
生活衛生課	動物愛護に関する協議会の設置・運営、動物愛護推進委員の委嘱・活動支援	1
保健対策課	小児慢性疾患医療費助成、特定不妊治療費助成、結核定期健康診断に係る費用補助	5
子ども家庭部		
保育対策課	児童福祉施設の設置の認可	1
子育て支援課	母子福祉資金の貸付	2
環境部		
環境保全課	ダイオキシン類による汚染状況の調査測定、特定施設への立入検査	3
資源循環部		
廃棄物対策課	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可	11
拠点整備部		
区画整理課	個人、組合等が施行する土地区画整理事業の認可	1
まちなみ整備部		
住宅政策課	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	2
開発審査課	開発行為の許可、規制区域内の宅地造成工事の許可	9
まちなみ景観課	屋外広告物の表示、掲出の許可	2

学校教育部		
指導課	都費負担教職員の研修	2
生涯学習部スポーツ部		
文化財課	埋蔵物が文化財であるかどうかの鑑査	1
計		65

３－③東京都への市職員の派遣研修

※課名は平成 27 年 4 月移行時点

部　課　名	主な事務内容	延人員
市民部		
消費生活センター	計量法に基づく立入検査制度及び実務、手数料徴収	1
福祉部		
指導監査課	養護老人ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査 介護保険サービス事業者・障害福祉サービス事業所・保育所・母子生活支援施設・助産施設等の指導検査	6
高齢者いきいき課	養護老人ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査 老人福祉法に基づく認可、届出 老人福祉法及び介護保険法に基づく施設整備費補助 介護保険サービス事業者の指定及び介護保険施設の許可事務、老人福祉法の届出	8
障害者福祉課	身体障害者手帳交付 障害福祉サービス事業所等指定、指導監査	5
生活福祉総務課	生活保護法指定医療機関に対する個別指導 生活保護法保護施設に対する指導検査、運営指導	1
健康部		
保健対策課	小児慢性疾患医療費助成認定 特定不妊治療医療費助成認定	1
子ども家庭部		
子育て支援課	母子福祉資金国庫貸付金借入、母子生活支援施設措置費の保護単価設定、日常生活支援届出・報告受理・制限・停止、助産施設の設置認可	2
環境部		
環境保全課	大気汚染防止法に関わる事務	2
資源循環部		
廃棄物対策課	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置許可、多量排出事業者の減量	10
まちなみ整備部		
住宅政策課	高齢者の居住安定確保に関する法律に関わる事務	2
開発審査課	開発許可等の審査、検査	3
まちなみ景観課	屋外広告物条例の制定及び運用	2
計		43

４　地方分権

４－①分権改革の歩み

我が国では、国が政策を決めて、地方自治体がそれを担い仕事を進める「中央集権型」社会が長く続いていました。しかし、地域社会を取り巻く情勢が大きく変わり、それまでのような中央集権的な仕組みでは、個別の課題を解決していくことが困難になってきました。

そこで、国と地方の役割分担を進め、国は外交や防衛などの国でなければ果たせない役割を担い、住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることで、地方自治体による地域の実情に応じたきめ細かな対応が実現できるよう、今まで国に集中していた財源や権限を地方に分ける「地方分権」の推進が図られることになりました。

(1) 第一次分権改革（平成5～12年）

平成５年６月の国会において「地方分権の推進に関する決議」がなされたことで分権改革の取組が始まり、平成７年５月には「地方分権推進法」が成立しました。

その後、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務の廃止や国の関与の見直しなどが実現し、国と地方との関係が、法制度上「上下・主従」から「対等・協力」に変わり、自治体の決定権が拡充されました。しかし、地方税財源の配分に関する問題が課題として残る結果となりました。

(2) 三位一体改革（平成16～18年）

第一次分権改革で残された課題の解決を目指し、「国庫補助負担金改革」、「税源移譲」、「地方交付税の見直し」が行われました。これにより、地方にできることは地方にという理念の下、国の関与が縮小し、地方の権限・責任の拡大により、地方分権が一層推進されることとなりました。

(3) 第二次分権改革（平成18年～）

第二次分権改革では、義務付け枠付けの見直し、条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化を盛り込んだ「地方分権推進計画」に基づき法整備が進みました。

第一次一括法から第三次一括法により、義務付け枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲について法律が整備され、これまで法令により全国画一的に定められていた事項が市町村の条例に委任され、国や都が行っていた事務をより市民に身近な自治体である市町村が行うことにより、地域の実情や市民ニーズを反映した行政運営ができるようになりました。

第四次一括法においては、国から基礎自治体への権限移譲のほか、都道府県から指

定都市への権限移譲がさらに推進されました。

また、平成 26 年からは、個性を活かし自立した地方をつくることに重きを置き、新たに、地域における実情や課題に精通した基礎自治体から全国的な制度改正の提案を募る「提案募集方式」と、個々の基礎自治体の発意に応じ選択的に権限移譲を行う「手挙げ方式」が導入されています。

４－②本市の地方分権の取組状況

本市は、平成 6 年の中核市制度の創設時点から制度について研究に着手し、平成 10 年 4 月には「中核市移行に関する都・市協議会」を設置し、東京都と協議を行いました。

しかし、移譲される権限に見合った財源の保障がなかったため、移行を見送る結果になりました。

ただし、この間、地方分権の進展に応じ、平成19年4月に都内初となる保健所政令市へ移行して都から保健所の移管を受けたほか、平成23年4月には景観行政団体に移行し、景観法に関する事務を行っています。

これら権限の移譲により、例えば「八王子市墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定した際、墓地の設置場所について法人の事務所から概ね5km以内とするなど厳しい基準を設定したことなどにより、地域住民が望む住環境の確保につなげることができました。

５　都市制度

５－①都市制度

地方自治法では、それぞれの都市の規模に応じて、一般の市町村とは異なる特例を定めています。

≪都市制度の比較≫

<table>
<tr><th>区分</th><th>指定都市</th><th>中核市</th><th>施行時特例市 ※</th></tr>
<tr><td>要件</td><td>人口 50 万人以上</td><td>人口 20 万人以上</td><td>人口 20 万人以上
平成 27 年 4 月中核市に統合</td></tr>
<tr><td>事務配分の特例</td><td>指定都市
◆都市計画等に関する事務
・区域区分に関する都市計画決定
・指定区間外の国道、県道の管理
・指定区間の一級河川、二級河川(いずれも一部)の管理
◆福祉に関する事務
・児童相談所の設置
◆教育に関する事務
・県費負担教職員の任免、給与の決定</td><td>中核市
◆都市計画等に関する事務
・屋外広告物の制限
◆廃棄物に関する事務
・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置許可
◆福祉に関する事務
・保育所の設置の認可
・特別養護老人ホームの設置の認可・監督
・介護サービス事業者の指定
◆教育に関する事務
・県費負担教職員の研修
◆保健衛生に関する事務
・保健所の設置</td><td>施行時特例市
◆都市計画等に関する事務
・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
◆環境保全に関する事務
・一般粉じん発生施設の設置届出の受理
・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置届出の受理
◆その他の事務
・計量法に基づく勧告、定期検査</td></tr>
<tr><td>関与の特例</td><td>知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。</td><td>福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられている。</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>財政上の特例</td><td>◆地方揮発油譲与税の増額
◆宝くじの発売
◆地方交付税の算定上の所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)</td><td colspan="2">◆地方交付税の算定上の所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)</td></tr>
<tr><td>組織上の特例</td><td>◆区の設置
◆区選挙管理委員会の設置等</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>決定の手続</td><td>◆政令で指定</td><td>◆市からの申出に基づき、政令で指定
◆市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要
◆都道府県が同意する場合には議会の議決が必要</td><td></td></tr>
</table>

総務省ホームページ「指定都市・中核市・施行時特例市の主な事務」を基に作成

※平成 27 年 4 月に地方自治法が改正され、特例市が廃止（中核市と特例市が統合）された。法改正の際、現に特例市であった市は、改正法の施行から 5 年間は「施行時特例市」となる。

５－②指定都市

指定都市制度は、昭和 31 年に始まりました。まず、戦前からの五大都市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）が指定され、その後、北九州市、札幌市などの人口 100 万以上又は近い将来人口 100 万人を超える見込みの 80 万人以上の 8 市が指定されました。

指定の要件について、法律上は人口 50 万人以上とされています。しかし、国は「立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市」として概ね 80 万人の人口規模との見解を示しています。一方政府は、市町村合併を進めるため、合併を行った自治体に対する基準を緩和しました。

その結果、人口 80 万人に満たなかった静岡市、熊本市などに対象が拡大し、現在までに 20 の都市が指定を受けることとなり、その居住人口（約 2,700 万人）は日本の全人口の約 2 割を占めています。

≪指定都市一覧≫

指　定　都　市		
1. 札幌市（191 万）	8. 新潟市（81 万）	15. 神戸市（154 万）
2. 仙台市（104 万）	9. 静岡市（71 万）	16. 岡山市（70 万）
3. さいたま市（122 万）	10. 浜松市（80 万）	17. 広島市（117 万）
4. 千葉市（96 万）	11. 名古屋市（226 万）	18. 北九州市（97 万）
5. 川崎市（142 万）	12. 京都市（147 万）	19. 福岡市（146 万）
6. 横浜市（368 万）	13. 大阪市（266 万）	20. 熊本市（73 万）
7. 相模原市（71 万）	14. 堺市（84 万）	

備考

・（　）は平成 22 年国勢調査人口（1 万人未満切捨て）

・下線は中核市から指定都市へ移行した市＜７市＞

５－③中核市

中核市は、政令で指定する人口 20 万人以上の都市です。

平成 5 年に第 23 次地方制度調査会が行った「広域連合及び中核市に関する答申」において、市町村の規模、能力、態様等が千差万別であること及び地域の発展状況も様々であることを考慮すると、市町村の規模能力に応じた事務配分を進めていくことが適当であると考えられました。そして、このような観点から、社会的実態としての規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するため、中核市制度の創設が適当とされました。この答申を受けて、平成 6 年に中核市制度が創設されました。

(1) 指定要件

≪指定要件の変遷≫

年	人　口	面　　積	昼夜間人口比率
平成 7 年	30 万人以上	面積 100 ㎢以上	100 超 （人口 50 万人未満の場合）
平成 12 年	30 万人以上	面積 100 ㎢以上	廃　　止
平成 14 年	30 万人以上	面積 100 ㎢以上 （人口 50 万人未満の場合）	－
平成 18 年	30 万人以上	廃　　止	－
平成 27 年	20 万人以上	－	－

総務省ホームページ「中核市要件の変遷」を基に作成

なお、第 30 次地方制度調査会では、第二次一括法等により一般市への事務の移譲が進展したことを踏まえ、特例市に対してさらなる事務の移譲が必要として、中核市制度の見直しが検討されました。その結果、平成 25 年 6 月に、人口 20 万人以上であれば、保健所を設置することにより中核市になるという形で、中核市と特例市の両制度を統合し、一層の事務の移譲を可能とすべきとの答申を行いました。これを受け、平成 26 年 5 月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 4 月より、制度が統合されることとなりました。

(2) 権限の移譲と財源

地方自治法では、中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務以外の事務を処理することとしています。

例えば、保育所の設置の認可や介護サービス事業者の指定など福祉分野を中心に都市計画、環境、保健衛生、教育分野の多くの事務権限が都道府県から中核市に移譲されます。

これらの事務処理を行うために必要な財源は、地方交付税で措置されます。

(3) 指定の手続

中核市指定の手続については、地方自治法第252条の24の規定により、下図のような流れによって行われます。

≪中核市指定の流れ≫

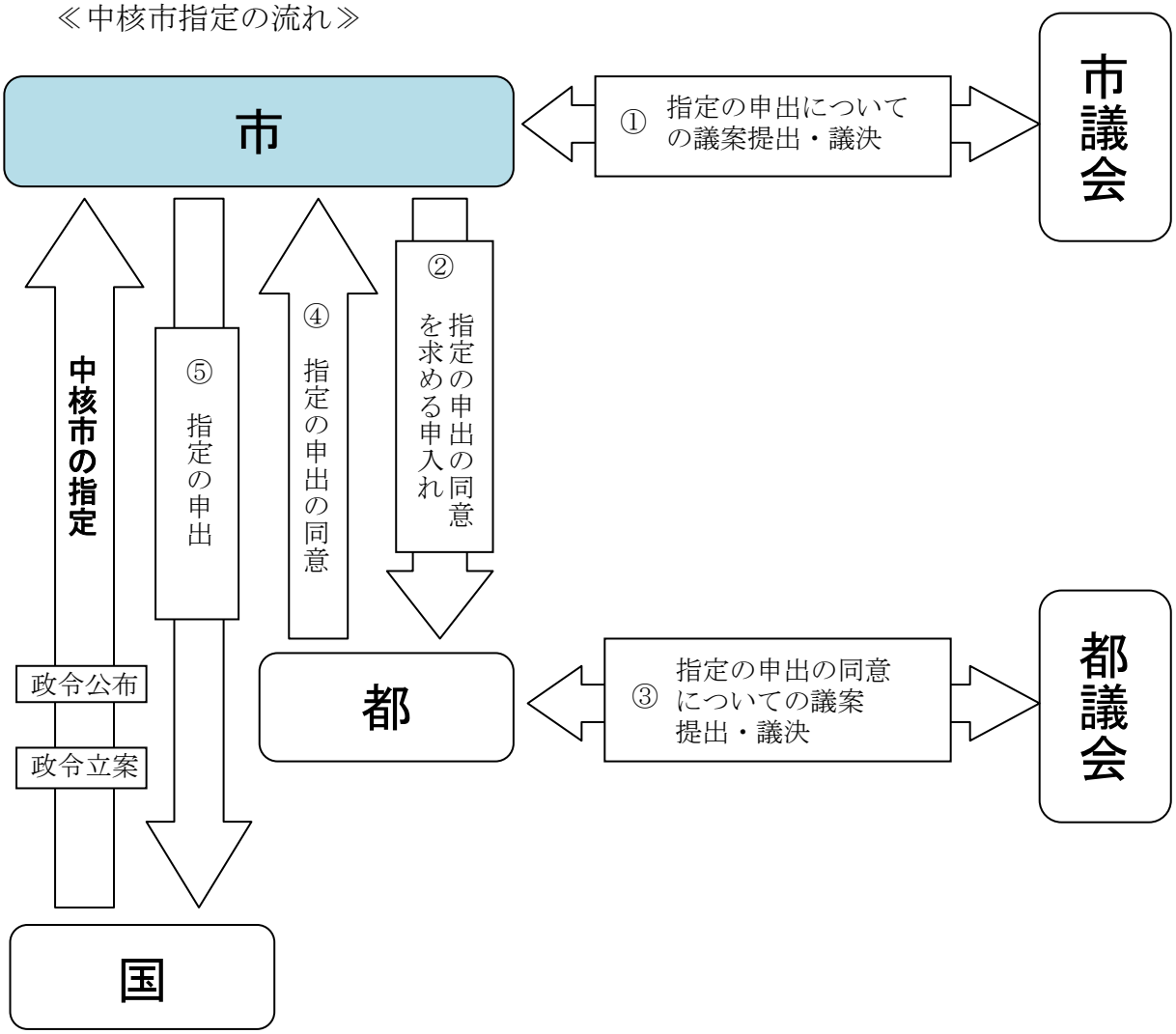

（4）指定の状況

中核市は、平成 8 年 4 月に宇都宮市、浜松市など 12 市が指定されて以降、要件が緩和されるとともに増加しています。これまで 52 市が中核市の指定を受け、そのうち 7 市が指定都市へ移行しているため、平成 27 年 4 月現在は 45 市となっています。

≪中核市一覧≫

中　　核　　市		
1.函館市（27 万）	16.横須賀市（41 万）	31.西宮市（48 万）
2.旭川市（34 万）	17.富山市（42 万）	32.奈良市（36 万）
3.青森市（29 万）	18.金沢市（46 万）	33.和歌山市（37 万）
4.盛岡市（29 万）	19.長野市（38 万）	34.倉敷市（47 万）
5.秋田市（32 万）	20.岐阜市（41 万）	35.福山市（46 万）
6.郡山市（33 万）	21.豊橋市（37 万）	36.下関市（28 万）
7.いわき市（34 万）	22.岡崎市（37 万）	37.高松市（41 万）
8.宇都宮市（51 万）	23.豊田市（42 万）	38.松山市（51 万）
9.前橋市（34 万）	24.大津市（33 万）	39.高知市（34 万）
10.高崎市（37 万）	25.豊中市（38 万）	40.久留米市（30 万）
11.川越市（34 万）	26.高槻市（35 万）	41.長崎市（44 万）
12.越谷市（32 万）	27.枚方市（40 万）	42.大分市（47 万）
13.船橋市（60 万）	28.東大阪市（50 万）	43.宮崎市（40 万）
14.柏市（40 万）	29.姫路市（53 万）	44.鹿児島市（60 万）
15.八王子市（58 万）	30.尼崎市（45 万）	45.那覇市（31 万）
中核市への移行を目指している市　※中核市市長会ホームページに基づく		
1.四日市市（30 万）　2.吹田市（35 万）　3.藤沢市（40 万）　4.八戸市（23 万） 5.水戸市（26 万）　6.川口市（50 万）　7.福井市（26 万）　8.津市（28 万） 9.鳥取市（19 万）		

備考

・（　）は平成 22 年国勢調査人口（1 万人未満切捨て）

・二重下線は県庁所在地

・下線は保健所政令市

６　地方自治法

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）　抜粋

第二節　中核市に関する特例

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二　政令で指定する人口二十万以上※の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

２　中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第二百五十二条の二十三　削除

（中核市の指定に係る手続）

第二百五十二条の二十四　総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

２　前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

３　前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十五　第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。

（指定都市の指定があつた場合の取扱い）

第二百五十二条の二十六　中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。

（中核市の指定に係る手続の特例）

第二百五十二条の二十六の二　第七条第一項又は第三項の規定により中核市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分について同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。

※本市を中核市に指定する政令公布時点（平成 26 年 5 月）では、人口 30 万人以上が要件だった。地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年 5 月 30 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行）により 20 万人以上となった。

平成29年
八王子
100th

百年の彩りを
次の100年の
輝きへ

八王子市中核市移行の記録

編集：都市戦略部　都市戦略課
発行：平成 27 年 9 月